

マンション標準管理規約の改正案について

1. 背景

本件は、マンション標準管理規約（単棟型・団地型・複合用途型）において、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）や最新の社会情勢等を踏まえて、必要となる改正を行うものである。

2. 概要

（1）改正法を踏まえた見直し

- ①総会決議における多数決要件の見直し（第 47 条及び同条関係コメント）
- ②総会招集時の通知事項等の見直し（第 43 条）
- ③国内管理人制度の活用に係る手続き規定の創設（第 31 条の 3 及び同条関係コメント）
- ④所在等不明区分所有者の総会決議等からの除外に係る手続き規定の創設（第 67 条の 3 及び同条関係コメント）
- ⑤「所有者不明専有部分管理制度」等のマンションに特化した財産管理制度の活用に係る手続き規定の創設（第 67 条の 4、第 67 条の 5 及び同条関係コメント）
- ⑥修繕積立金の使途に係る規定の整備（第 28 条及び同条関係コメント）
- ⑦共用部分等に係る損害賠償請求権の代理行使に関する規定の創設（第 24 条の 2 及び同条関係コメント）

等

（2）社会情勢等を踏まえた見直し

- ①管理組合役員に就任可能な者の範囲に関する留意事項（第 35 条関係コメント）
- ②管理組合役員等の本人確認に関する留意事項（第 35 条関係コメント及び第 55 条関係コメント）

等

3. 今後のスケジュール（予定）

公表：令和 7 年 10 月